

基準寝具等の補給及び院内洗濯業務委託仕様書

岩手県立久慈病院(以下「甲」という。)の基準寝具等の補給及び院内洗濯業務(以下「業務」という。)は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、労働基準法及びその他関係法令を遵守すること。

1 基本事項

業務を行うにあたっては、昭和59年4月6日付総第15号厚生省医務局総務課長通知(以下「厚生省通知」という。)によるほか、クリーニング業法等関係法令及び基準寝具業務取扱要領(昭和50年3月24日付医業第163号医療局通知)並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔に留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障を来たさないよう業務を遂行するものとする。

特にも都道府県知事へのクリーニング所開設届け出は、当該業務を行うための要件であることから、必ず満たしていること。

2 従事場所及び期間

(1) 岩手県立久慈病院(岩手県久慈市旭町10地割1番)

リネン室、リネン庫及び洗濯室を主として、各病棟及び手術室等のリネン棚他、甲の指示する場所とする。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 作業日及び作業時間

(1) 基準寝具等の補給業務

月曜日から金曜日(1月1日及びお盆期間中等のうち甲が定める日を除く)

9時00分から17時00分まで(うち休憩時間60分)

土曜日

8時30分から12時30分まで

(2) 院内洗濯業務

月曜日から金曜日(祝日、お盆期間中のうち甲が定める日を除く)

9時00分から17時00分まで(うち休憩時間60分)

土曜日

8時30分から12時30分まで

ただし、甲、受託者(以下「乙」という。)双方が必要と認めた場合は、上記にかかわらず、業務を要する日を別途定めることができるものとする。

4 業務内容

「基準寝具等補給業務明細書(別記1)」及び「院内洗濯業務明細書(別記2)」のとおりとする。

5 従事者の配置

(1) 業務従事者…18歳以上の健康な者とする

- (2) 資格・免許等…クリーニング師の資格を有する者を1名以上配置することとし、委託業務を着手する前に資格及び経験を証明する書類を提出しなければならない。
- (3) 届出…クリーニング所の届出は受託業者で行うこと。

6 従事者について

- (1) 乙は、委託業務の着手前に従事者の名簿(様式1)を甲等に提出し、承認を得なければならない。また以後において異動する場合も同様とする。
- (2) 従事者は常に清潔な制服を着用し、会社名、氏名を記載した名札を着けること。
- (3) 感染症に罹患している者、感染症の保菌者、化膿性疾患、感染性皮膚疾患及び下痢性疾患のある者は業務に従事させないこと。また、家族・近隣に伝染病が発生した場合は、速やかに申し出て病院長の指示を受けること。
- (4) 業務の性質上、清潔の保持には特に留意すること。
- (5) 患者及び来院者に不快感を与えることのないよう、私語を慎み、言動、身だしなみ等には十分注意すること。

7 個人情報の保護

乙は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 作業内容の徹底

乙は、従事者に対し、この仕様書及び明細書の内容を周知させるとともに、作業に必要な知識・技能の習得、訓練及び接遇について指導すること。

9 緊急時の対応

火災、地震等の非常時には、甲の自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に従事すること。

10 研修会の参加

従事者は、甲が開催する医療法上定められた研修会に参加すること。

11 その他

- (1) 施設内は、その清潔保持に努めること。
- (2) 使用する物品及び電気、水道等の光熱水費の節約に努めること。
- (3) 業務に使用する設備等は、必要な点検及び整備を実施し維持管理に努めること。
- (4) 本仕様書にない業務にあっても必要と認める軽易な業務は実施すること。
- (5) 毎日の業務終了時には「基準寝具等の補給及び院内洗濯業務報告書(様式2)」を提出すること。また、毎月の業務完了後は、「委託業務完了報告書(様式3)」を提出し、甲の完了確認を受けること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、甲、乙が協議し決定するものとする。

別記 1

基準寝具等補給業務明細書

1 業務内容

(1) 基準寝具等の各病棟等への補充・回収

業 務 内 容
入院に伴い使用した分の寝具等の各病棟への補給
退院に伴い発生した使用済の寝具等の回収、消毒、保管及び整理
病棟の寝具等の定期交換時における病棟への補給
病棟の寝具等の定期交換時における回収、消毒、保管及び整理
透析室に使用する寝具等の補給
透析室の使用済寝具等の回収、消毒、保管及び整理
中央処置室、救急室等に等を補給する
中央処置室、救急室等の使用済寝具の回収、消毒、保管及び整理
掛布団(毛布)の包布掛け

※ 基準寝具の病棟補給は、週 1 回各病棟が定める交換日に行うものとする。ただし、汚染等があった場合は、その都度補給するものとする。また、病棟が定める定数に不足が生じた時も、その都度補給する。

(2) 寝具伝票及び洗濯(補修)依頼伝票の収集並びに整理

(3) 患者寝具日計表の作成及び整理

2 業務上の留意事項

(1) 補給及び回収について

ア 毎週の定期交換のほか、甲からの依頼伝票により随時補給及び回収を行なうこと。

イ 補充する基準寝具及びは、当院が別途借上げた物を使用すること。

(2) 回収の区分けについて

甲の指示により、使用患者別(一般患者、結核患者又は感染の恐れのある患者)に区分けして回収すること。

別記2

院内洗濯業務明細書

1 業務内容

病院業務上必要な洗濯物の洗浄、消毒及び乾燥

2 業務の範囲

院内洗濯業務の品目は以下に掲げる物件とする。

ただし、指定する品目以外の物であっても、病院長が必要と認め依頼する少量の物件については、契約の範囲内で実施するものとする。

指定する品目

タオルケット、バスタオル、タオル(小)、シーツ、毛布カバー、布団カバー、枕カバー
椅子カバー、予防衣、術衣、包帯、帽子、靴下、抑制帯、ビーズパット
耐圧分散寝具用ボックスシーツ、つなぎ

3 業務上の留意事項

- (1) 洗濯機、乾燥機の取扱いについては、取扱説明書等により熟知し、事故のないように十分に注意すること。また、設備の効率的な運用に努めること。
- (2) 作業場所、付帯設備、備品及び器具は作業の都度清掃及び整理整頓を行うこと。
- (3) 依頼を受ける洗濯物は、甲の指示により使用患者別(一般患者、結核患者又は伝染の恐れのある患者)に区分けして受け取り、甲の指示に従い消毒を行なうこと。
- (4) 作業従事者は、洗濯の依頼を受けたときは、直ちに洗濯を実施するものとする。
- (5) 未洗濯物と洗濯を終えたものとは、区別して衛生的に取り扱うものとする。

4 納品について

- (1) 作業従事者は、洗濯完了後の納品時には病院担当者の検収を受けるものとする。
- (2) 検収の結果、不良の物については、再度洗濯を行うものとする。

5 補修

作業従事者は、損傷等により補修を要する洗濯物がある場合は、病院担当者に現物を提出し、その処理について指示を受けるものとする。